

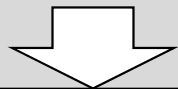
## 大学における社会人の受入れの促進について（検討参考資料）

# 前回（12月1日）の大学規模・大学経営部会の審議

18歳人口だけでなく、我が国の人口が減少期を迎えた中、社会人や高齢者等の多様な人々のうち、どの程度が大学で学ぶようになるか想定することは、大学として必要とされる量的規模、又は政策的に妥当とされる規模を検討する上で重要な論点。

## 【これまでの社会人学生の受入れを促進する施策】

- ①設置認可の抑制の例外（昭和51～平成14年）
- ②制度的な改善（例）
  - ・社会人学生の入学資格の弾力化
  - ・夜間大学院，昼夜開講制
  - ・「メディアを利用して行う授業」の明確化
  - ・大学院修士課程の短期在学コース，長期在学コース
  - ・長期履修学生制度
  - ・科目等履修生制度，履修証明制度
- ③社会人の修学の負担軽減
  - ・奨学金事業や授業料等の減免制度
  - ・教育訓練給付制度における指定講座制度の活用
  - ・雇用者を大学等に派遣する場合の法人税額控除
  - ・大学修学のための休業制度



## 【各大学における取組】

大学によっては、地域の産業や学習ニーズに応える教育内容と方法からなるプログラムを整備し、提供。

## 【全国的な状況】

大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、2%（OECD平均は21%）。

学部への社会人入学者は、18,340人（平成13年度）をピークに減少傾向（通信制を含む）。

大学院への社会人入学者は増加。平成20年度は18,799人（同上）。

## 【課題】

「修学を妨げている要因」として、「業務が多忙」や「雇用者の理解が得られない」ほか、「職業生活と学修の両立のための費用や学修時間の確保が難しい」や「魅力的なカリキュラムがない」との声。



# 1 社会人の受入れ促進の観点

大学の機能別分化が進む中、例えば、大学院修士課程、学士課程における幅広い職業人養成等に重点を置く大学、短期大学では、産業界や地域と密接に関わりながら、社会人等の需要に対応した学修内容・方法を開発、提供していくことが期待。

## 社会人の受入れ促進の観点

### ○社会的要請に応える

就業者：専門的知識・技能の獲得、知識・技能の高度化・現代化

高齢者：職業生活で得た知識・技能や人生経験を生かして、新たな専門的知識・技能を獲得し、地域の経済社会活動に参画

就業していない者：専門的知識と技能を獲得し、就業・社会参画  
これらが、社会の成長、経済の活性化を支える上で必要。特に少子高齢化社会にあっては不可欠。

### ○学習者の要請に応える

学習者が、各自の学習目的を具体化。

それぞれの学習目的は、職業上の専門知識・機能の高度化、職業生活等で得た経験の理論化を通じた職業上の能力向上、就業や社会活動参画等を目的とした専門知識・技能の獲得など、多様であり、かつ個人にとって明確。

### ○大学教育の現代化を図る

各国の動向をみても、社会人をはじめ多様な学生が就学することが、大学教育の現代化に寄与。

また、少子高齢化社会にあって、大学の経営上も効果的と考えられる。

## 2 (1) 現状と課題, 検討の方向

大学制度の弾力化などの施策が講じられたが、全体的傾向としては、依然として、社会人受入れは成長の余地が残る。大学ごと、地域ごと、分野ごとに、状況は多様であり、それぞれに応じた取組が求められるが、全国かつ横断的な観点からは、①教育の充実、②学修成果の評価、③負担軽減、の3つの方向から検討が考えられる。

### 現状と課題

教育機関の選択に「カリキュラムが魅力的」を重視する者が74%。「リカレント教育を受けたい」又は「興味がある」と回答する者も約90%。

利用したい教育機関は、大学院が46%、大学が20%。しかし、社会人になって、大学を実際に利用した者は6%。

生涯学習で身に付けた知識・技能の社会的評価について、「学習活動の証明（修了証、認定証の発行、表彰等）」の希望者が33%、「学修した経歴・経験を公的機関が認証」が31%。

しかし、修業中に上位の学位を取得しても、処遇に反映される例は、公立学校教員以外にあまりみられない。

大学制度の弾力化（入学資格、標準修業年限、履修期間、通信教育等）を通じて、各大学が様々な取組。修学に係る経済的負担軽減や休業制も導入。

しかし、「費用負担が大きい（71%）」、「決められた期間内での単位取得が不安・負担（33%）」、「忙しい（72%）」、「会社の理解が得にくい（21%）」といった課題。

### 検討の方向

#### ①大学教育の充実

大学教育の内容を、社会人の学習目的、とりわけ職業生活上の要請に的確に応えるものとしていく

#### ②学修成果の評価

学修成果が職業生活等で適切に評価され、学習者個人の目的にとどまらず、社会や経済の発展に活用される

#### ③大学就学に係る負担の軽減

社会人の就学に係る具体的な支障や負担（修学環境、経済的負担、就業環境等）を取り除く

## 2 (2) 検討の方向に基づく，促進の方策（例）

方策（例）として，各大学では，地域，分野の状況を踏まえて，それぞれに必要な取組を展開。  
また，国は，各大学の取組を促進するための制度的な整備と，情報の収集と発信を含む各種の支援。

### 検討の方向

#### ①大学教育の充実

大学教育の内容を，社会人の学習目的，とりわけ職業生活上の要請に的確に応えるものとしていく

#### ②学修成果の評価

学修成果が職業生活等で適切に評価され，学習者個人の目的にとどまらず社会や経済の発展に活用される

#### ③大学就学にかかる負担の軽減

社会人の就学に係る具体的な支障や負担（修学環境，経済的負担，就業環境等）を取り除く

### 方策（例）

（国による制度的・財政的な取組と，各大学・地域での取組の双方から具体化）

#### ①社会人の学修動機に応える学位プログラムの編成

修得できる知識・技術や，教員組織，授与する学位の分野の明確化。

#### ②履修証明制度の活用の促進（学位に達しない場合も，学修成果を適切に評価）

履修証明制度の要件の見直し。地域の産業界や自治体の各種の研修事業との連携。

#### ③修得した知識・技能を評価する仕組み

諸外国の資格枠組も参考に，教育プログラムや修得技能レベルを評価する仕組み。

#### ④複数大学の連携による地域の人材育成需要に対応した教育の実施

地域の各大学が持つ施設設備を共同整備し，効率的・効果的に活用。大学群の人材育成機能・基盤を強化し，地域の人材育成需要に対応した教育を実施。

#### ⑤通学制と通信制の在り方の見直し

情報通信技術を活用した多様かつ柔軟な学修形態を促進。そのため，通学制と通信制の大学教育の在り方を再検討。

#### ⑥経済的負担の軽減

社会人，高齢者等の多様な学習者を対象とする経済的な負担軽減を充実。あわせて，経済支援に関し，情報提供・相談の体制を整備。

#### ⑦学修と職業生活の両立を図る就労環境

雇用者の学修と職業生活の両立を図る企業の行動指針の策定等，産業界，自治体等と一体で推進。就学を希望する社会人支援や，企業の人材育成での大学活用を促進。

## 方策①：社会人の学修動機に応える学位プログラムの編成

# 平成21年8月～平成22年1月までの大学分科会の審議経過概要（案）

大学分科会の審議は多岐にわたるが、それぞれの課題を通じて、①明確な方針に基づく教育課程が編成・実施され、その水準が保証されること、②また、各大学がそれぞれの個性・特色に基づいて、機能別に分化していくこと、の2点を想定。

### 大学分科会の「審議経過概要（案）」の一部記述を抜粋

#### 【教育情報の公表の促進】（P10）

これまでの大学審議会や中央教育審議会の答申、また、それを踏まえた大学設置基準の改正を通じて、各大学では、授業科目名やシラバスを学内に明示することが定着しつつある。しかしながら、現段階では、同一大学内でも、異なる学部や、異なる分野の間で、その取扱い方針が統一されていないことが少なくない。大学の教育情報の公表を進めるに当たり、こうした組織間の差異を克服し、大学としての統一方針に基づくものとして公表していくことが求められる。

#### 【大学のグローバル化】（P18）

（参考：海外の大学とダブルディグリー等の連携を行う際の留意事項をはじめとする課題を整理している。こうした取組の前提として、体系的な教育課程を備え、学修を通じて修得される知識・技能を明確にし、その学修成果にふさわしい名称の学位を授与していることが求められている）

#### 【国際的な大学評価活動の展開や大学情報の海外発信の観点から公表が望まれる情報の例（案）】（P15）

（明確な方針に基づく教育課程とその水準）

- ・ 修得すべき知識・技能の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程
- ・ 上記に基づく学修成果を明示するのにふさわしい学位の名称
- ・ 授業科目の計画的な履修方針に基づいた授業科目名や体系（いわゆるナンバリング）とシラバス（学内の関連する学問分野で共通化）
- ・ 単位認定、学位認定、成績評価の基準（大学として統一方針）

#### 【社会人の受入れの促進】（P27）

社会人の学修動機に応える観点から、各大学が、学位プログラムを通じて修得できる知識・技能を明確化し、魅力ある教育内容を提供するなど、以下のような取組を推進。

- (ア) 教育理念と目標に基づいて社会人の受入れ方針を明確化
- (イ) 明確な学修意欲に応えるための知識・技能体系の設定
- (ウ) 社会人に配慮した教育プログラムがより多く活用されるような情報提供
- (エ) 地域の企業等の産業界や自治体による各種の研修事業との連携

## 方策②：履修証明制度の活用の促進

# 履修証明制度の概要

平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置づけを明確化。

これにより、各大学等（大学，大学院，短期大学，高等専門学校，専門学校）における社会人等の多様なニーズに応じた体系的な教育，学習機会の提供を促進。

### 【履修証明書の様式例】

#### 【制度の概要】（具体的要件は学校教育法施行規則で規定）

大学等が以下の要件を満たす履修証明プログラムを提供した場合，学校教育法に基く修了の事実を証する証明書を発行できる。

- 対象者：当該大学の学生以外の者
- 内容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された，体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期間：目的・内容に応じ，総時間数120時間以上で各大学等が設定

（注：学位プログラムとは異なり，単位や学位が授与されるものではない。）

#### 【関係規定】

##### 学校教育法

第105条 大学は，文部科学大臣の定めるところにより，当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

履 修 証 明 書	年 月 日 氏 名
平成 年 月 日	〇〇大学（長）
印	〇〇大学（長）
プログラムの概要（注） 本プログラムは，主として〇〇である者を対象として，〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし，（〇〇と連携して）〇〇，〇〇，〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。	学校教育法第百五条の規定に基づき，本学所定の〇〇プログラム（計〇〇時間）を修めたことをここに証する。

方策③：修得した知識・技能を評価する仕組み

諸外国の学修成果・職業能力の認証・評価制度

諸外国では、雇用の流動化や若年・中高年無業者の増加等を背景として、職業資格や教育の認証・評価制度を創設。

【諸外国の学修の認証制度】

(英国は、学位や職業に関する資格を通じた枠組を設定)

	米 国	英 国	オーストラリア	韓 国
制度	National Skill Standard (全国職業技能スタンダード)	National Qualifications Framework (全国資格枠組)	National Qualification Framework (全国統一資格基準)	Credit Bank System (学点銀行制)
概要	職業技能スタンダードの開発及び利用を自主的パートナーシップ (雇用主団体、組合労働者、政府、従業員団体、教育訓練機関等から成る産業連合)が資格を設定。 各教育機関等多様な主体が認証。	一般教育と職業教育、技能資格を結合した総合的資格制度。 政府が資格授与団体、標準設定団体の質を保証。 認証は民間の業界団体が実施。	分野およびレベル(約18,000の基準)からなる全国統一資格基準。	評価認定を受けた教育課程を履修した者などに、学点認定を通して学歴認定と学位取得の機会を提供する制度。

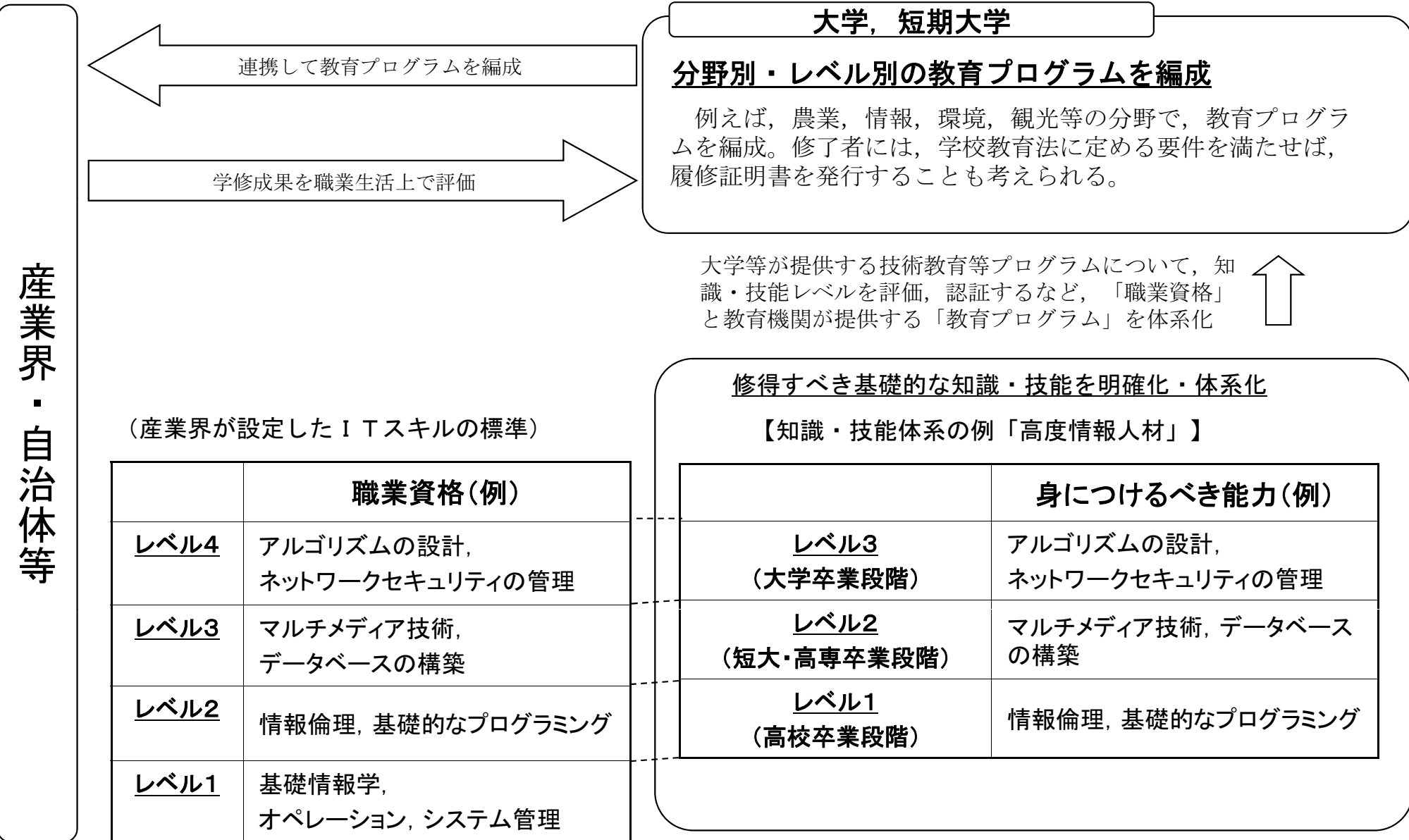
レベル	全国資格枠組み	高等教育資格枠組み
	初中教育・職業訓練(例)	大学教育(例)
8	・スペシャリスト	・博士
7	・通訳(レベル7)	・修士
6	・経営(ディプロマ)	・学士
5	・3Dデザイン(レベル5)	・ディプロマ
4	・就学前幼児指導(レベル4)	・サーティフィケート
3	・航空工学(レベル3) ・大学入学資格(Aレベル)	
2	・美容師(レベル2) ・農業生産(レベル2) ・義務教育修了試験上位(GCSEのA*~C)	
1	・自動車学(レベル1) ・パン職人(レベル1) ・義務教育修了試験下位(GCSEのD~G)	
初級	・成人識字サーティフィケート(初級)	



方策③：修得した知識・技能を評価する仕組み

(参考) 技術教育等の学修成果の評価を促進する仕組み (検討イメージ例)

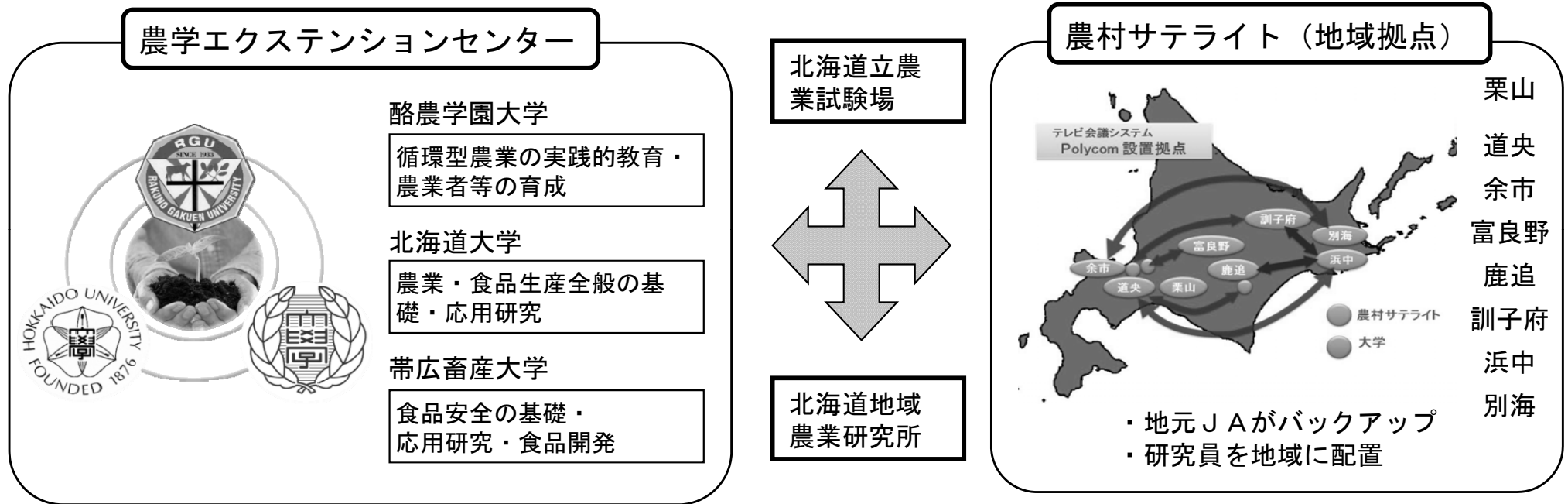
諸外国の職業資格や教育の認証・評価制度を踏まえ、我が国における知識・技能を評価する仕組みを検討することも課題。



# 方策④：複数大学の連携による地域の人材育成需要に対応した教育の実施

## (参考) 北海道の農学系3大学と地域自治体が連携した取組例

大学を核とした知的地域活性化を通じ、地域の活気や、地域で活躍する人材の育成に貢献する事例も多く見られつつある。



### コーディネーターが大学と地域をつなぐ

#### 【食の安全・安心基盤学プログラム：実践的教育研究】

遠隔授業の実施（3大学連携授） 農村サテライトでの実習



ICTを活用した遠隔講義の実践



地域農家での実習受入れ

#### 【社会貢献プログラム：総合的支援システムの確立】

地域課題の放牧酪農の推進（浜中サテライト）



専門家が地域向けに放牧講座を実施



生産者から大学への事例報告

## 方策⑤：通学生と通信制の在り方の見直し 通学制と通信制の授業方法

様々な授業方法が法令上規定されており，課程及び学修形態に応じて，実施しうる授業方法が異なる。

### 【大学の授業方法】

大学設置基準等により，以下の通り規定。

#### （通学制の場合）

- ・面接授業：講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業
- ・メディアを利用して行う授業：多様なメディアを高度に利用して，教室等以外の場所で行う授業

#### （通信制の場合）

- ・面接授業
- ・メディアを利用して行う授業
- ・印刷教材による授業：印刷教材その他これに準ずる教材に送付若しくは指定し，主としてこれにより学修させる授業
- ・放送授業：放送その他これに準ずる者の視聴により学修させる授業

### 【課程別の授業方法】

大学の学士課程，大学院の修士課程・博士課程・専門職学位課程のそれぞれにより実施可能な授業方法が異なる。

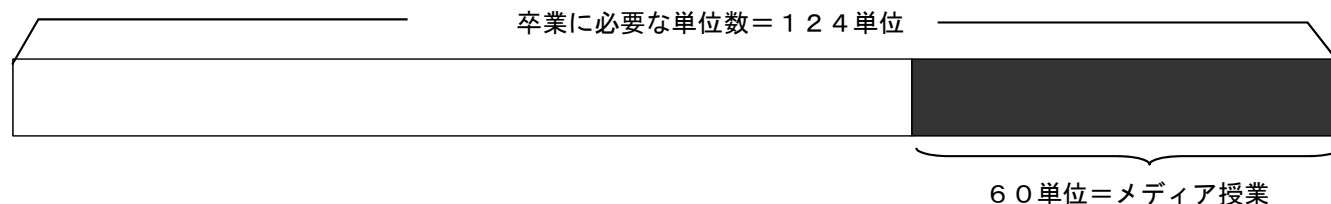
学部	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業・印刷授業・放送授業
大学院 修士課程 博士課程	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業・印刷授業・放送授業
大学院 専門職学位課程	通学制	面接授業・メディアを利用して行う授業 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           特に，専門職大学院では，その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ適切に配慮することが必要         </div>
	通信制	面接授業・メディアを利用して行う授業

## 方策⑤：通学生と通信制の在り方の見直し

### (参考) 通学制・通信制における「メディアを利用して行う授業」の取扱い

#### 1. 学部（通学制の場合）

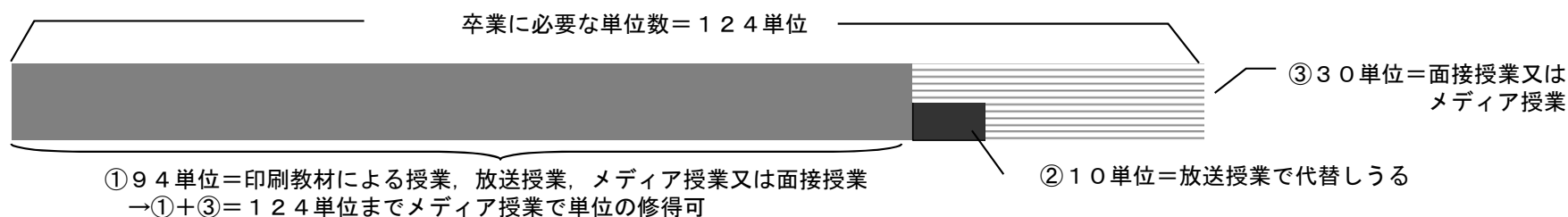
メディアを利用した授業が可能。卒業に必要な単位数のうち60単位までをメディアを利用した授業により修得しうる。



#### 2. 学部（通信制の場合）

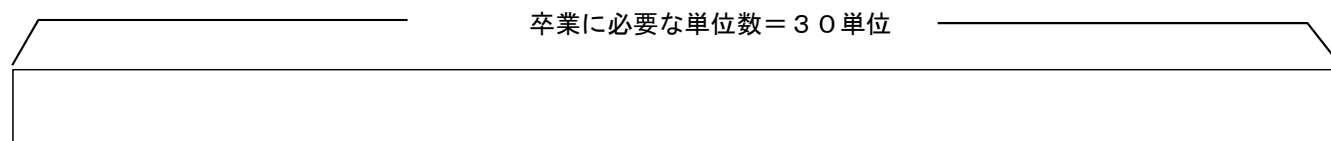
卒業に必要な単位数のうち、30単位以上は面接授業又はメディアを利用した授業にすることが必要。

残り最大94単位分は、印刷教材による授業、放送授業、メディア授業又は面接授業のいずれの方法でも可。



#### 3. 大学院（通学制・通信制）

修士課程・博士課程・専門職学位課程のいずれにおいても、メディアを利用した授業による単位取得に限定はない。



## 方策⑤：通学生と通信制の在り方の見直し

### (参考) 社会人を対象に多様なメディアを通じた授業を行う通学制課程例

#### 新潟大学大学院 技術経営研究科（専門職学位課程）

対 象： 勤務の都合上やむを得ず授業に出席できない社会人学生

科 目 数： 研究科全50科目中12科目（講義科目22単位）

授業方法： 面接授業が主で、インターネットを利用した授業（講義時間と同時刻に遠隔地から参加できる「リアルタイム受講」と、講義終了後に講義内容を視聴できる「オンデマンド受講」の2種類）による受講も可能。

リアルタイム受講の場合は、質問や討議への参加が可能。オンデマンド受講の場合の質問対応は、メールやレポートを通して行う。

受講上の制限：①学習効果から考え、インターネットを利用した授業による受講回数は科目の特性を考慮し、各科目の担当教員が上限値を定める（講義15回中5回程度までが望ましい）。学生の受講回数、その上限値を超える場合の単位の修得については教授会での承認が必要。

②受講した学生は、その講義のコマ毎に担当教員にレポートを提出する。

受講条件：①インターネットを利用した授業を受講する場合は、原則として前日までに担当教員に連絡する。

②受講学生の機器（パソコン、Web接続環境、必要に応じマイク・カメラ、等）は受講学生の自己負担で準備する。

#### 早稲田大学大学院 人間科学研究科（修士課程）

対 象： 人間科学研究科の大学院生すべて

科 目 数： 研究科全113科目中14科目（講義科目28単位）

授業方法： 面接授業、又は、インターネットを利用した授業（講義内容をいつでも視聴できるICTを利用したオンデマンド方式）のいずれかの方法を学生が選択。インターネットを利用した授業は基本的に1週間単位で進行し、インターネットで動画配信される授業を受講し、小テストやレポートの提出もインターネット上の学習システムにて行う。

電子掲示板で、教員に質問することができ、すみやかに回答が届く。その他、電子掲示板では、学生どうしの議論も行われており、交流を深めることが可能。なお、研究指導は対面により行う。

受講条件：インターネットへの接続設定等の機器やソフトウェア等の必要な設定を受講者各自で行う。

方策⑥：経済的負担の軽減

社会人学生の受入れに係る税制上の優遇措置について他国との比較

(個人に対する税制優遇措置の比較)

	控除対象となる者の範囲	控除方式	所得制限	控除額
勤労学生控除 (日本)	本人	所得控除	年収130万円以下 (給与所得を得ている者)	勤労学生本人に、27万円分を所得控除
Hope税額控除 (アメリカ)	本人もしくはその配偶者、又は 税申告控除申請をする扶養者	税額控除	修正調整所得が5.8万ドル(夫婦合算 申告の場合は11.6万ドル)未満の者	学生一人当たりの教育費に 応じて、最大1800ドルを税 額控除
生涯学習税額控除 (アメリカ)	本人もしくはその配偶者、又は 税申告控除申請をする扶養者	税額控除	修正調整所得が5.8万ドル(夫婦合算 申告は11.6万ドル)未満の者	納税者一人当たりの教育費 に応じて、最大2000ドルを 税額控除

(企業に対する税制優遇措置の比較)

	控除対象となる者の範囲	控除方式	控除の仕組み
人材投資促進税制 (日本)	青色申告法人のうち、労務費に占め る教育訓練費の割合が0.15%以上 である中小企業者等	税額控除	教育訓練費の8~12%を法人税額から控除。
研究及び人材開発費 に対する税額控除 (韓国)	韓国国内法人等	税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の場合：次のいずれか一つが適用</li> <li>①人材開発費が過去4年間の平均を上回る場合、超過分の50%を法人税から控除</li> <li>②人材開発費の15%を法人税から控除</li> <li>・中小企業以外の企業の場合：次の金額の合計額が適用。</li> <li>①中小企業等への委託人材開発費が過去4年間の平均を上回る場合、超過分の50%を法人税から控除</li> <li>②人材開発費のうち、①以外の人材開発費が過去4年間の平均を上回る場合、超過分の40%を法人税から控除</li> </ul>
促進産業昇級条例 (台湾)	農業、工業、サービス業等を行い、 特定の投資目的に対する研究開発ま たは人材育成に投資した企業	税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育訓練費の30%を法人税額から控除</li> <li>②教育訓練費用が、過去2年にかかった教育訓練費用の平均を上回った場合、超過部分の50%を控除。</li> </ul>

## 方策⑥：経済的負担の軽減

### (参考) 日本学生支援機構の奨学金事業

社会人が大学学部や大学院に入学した場合においても、学生としての身分を有することにより、採用選考等の一定の基準を満たせば、奨学金の貸与を受けることが可能。

#### 【例：大学院の場合】

##### (申込基準)

種類	区分	学力 (1年次に在学する者)	本人及び配偶者の年収・ 所得の上限額(目安)
第一種奨学金(無利子)	大学院修士課程	大学・大学院の成績が特に優れている者	541万円以下
	大学院博士課程		641万円以下
第二種奨学金(有利子) ※ 卒業後3%を上限とする 利息付	大学院修士課程	①大学・大学院の成績が優れている者 ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	595万円以下
	大学院博士課程		798万円以下

#### 【貸与月額】

##### ①無利子奨学金

区分	貸与月額
大学院修士課程	50,000円, 88,000円から選択
大学院博士課程	80,000円, 122,000円から選択

##### ②有利子奨学金

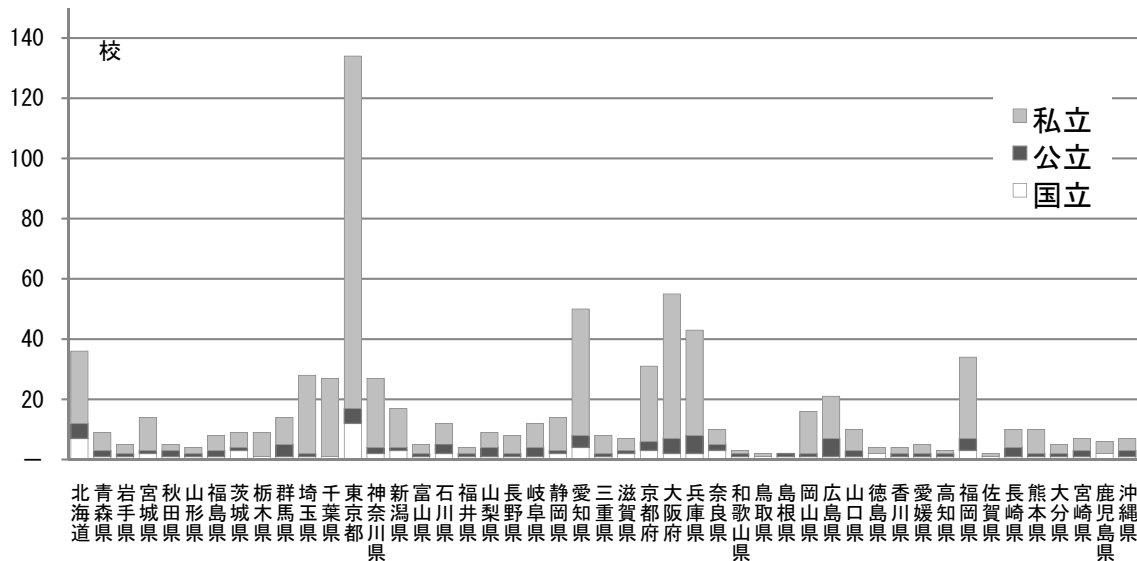
区分	貸与月額
大学院修士課程	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択
大学院博士課程	

法科大学院では、15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可。

# 方策⑦：学修と職業生活の両立を図る就労環境 地域における大学間の連携の取組

都道府県別の分布を見ると大学は都市部に集中しているが、総数としては、私立大学の約6割が地方にある。その中で、国公私立大学が連携する取組も見られる。

## 【都道府県別の大学数】



## 【私立大学の所在地】

	私立大学数	
	実数（校）	割合（％）
地方	353	61.7
都市	219	38.3
計	572	100.0

- ・都市： 政令指定都市，東京23区
- ・地方： 上記以外

## 【取組の例】

### 北海道：食の安全・安心を担う人材育成 と地元農業への貢献

#### 国立大学と私立大学が連携

（連携主体）

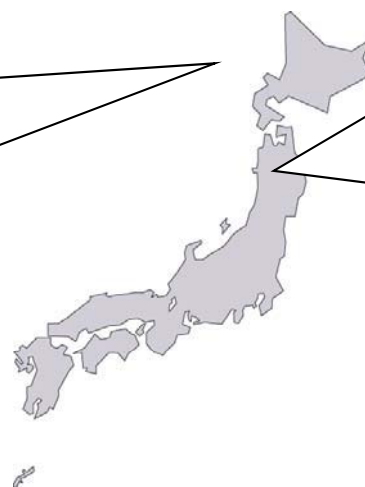
北海道大学農学部，帯広畜産大学，酪農学園大学

（取組内容）

- 農学分野の複数大学がJAや地元農家と連携し、学生の農業実習を実施。
- 大学からJA等に対してコンサルティングを行う。

（連携機関）

JA，富良野市，余市町，浜中町，北海道立農業試験場等



### 東北：大学コンソーシアムあきた 大学・短大・高専・職業能力開発校が連携

（連携主体）

秋田大学，秋田県立大学，国際教養大学，ノースアジア大学，秋田看護福祉大学，秋田公立美術工芸短期大学，秋田栄養短期大学，聖霊女子短期大学，日本赤十字秋田短期大学，聖園学園短期大学，秋田工業高等専門学校，放送大学秋田学習センター，日本赤十字秋田看護大学秋田職業能力開発短期大学校，

（取組内容）

- 大学間連携の推進
  - ・単位互換協定の運営等
- 地域貢献活動の推進
  - ・高大連携授業の実施
  - ・地域貢献活動の広報



方策⑦：学修と職業生活の両立を図る就労環境

(参考) 大学を活用した人材育成・コミュニティ形成の例

分野	大学名	テーマ	主な取組内容	連携機関	ポイント
農業	酪農学園大学 北海道大学農学部 帯広畜産大学	食の安全・安心を担う人材育成と地元農業への貢献	農学分野の複数大学がJAや地元農家と連携し、学生の農業実習を実施、大学からJA等に対してコンサル	JA, 富良野市, 余市町, 浜中町, 北海道立農業試験場など	特任教員(元北海道立農業試験場職員)が大学と地域を繋ぐ
IT	会津大学	実践的なIT教育を通じて起業家精神の育成	地元ベンチャー企業と連携し、座学と演習を体系的に組み合わせ、学生の課題解決能力を高める	会津市商工部, 地域のベンチャー企業など	地元企業人による実践講義・指導, ベンチャー見学・インターンシップ
生涯学習	富山大学	富山e大学として、社会人等が学ぶ機会を提供	富山インターネット市民塾の中で大学の教育資源を活用したeラーニング講座を開講し、市民等に広く提供	富山県, NPO法人など	大学の得意分野で教材のデジタル化, eラーニング講座を展開
安全安心	神戸学院大学 神戸女子大学 兵庫医療大学 神戸女子短期大学	被災地の使命である安全・安心教育、地域コミュニティ形成	大学と自治体が密接に連携し、地域住民向けの公開講座(介護支援など)を実施、学生が街に出て実習するなど地域活性化へも貢献	神戸市, 神戸市商工会議所, 水上消防署など	特任教員(元神戸市助役)による講義・コーディネート
再就職	広島修道大学	再就職を目指す若者の学び直しプログラム	離職者・フリーターの再就職をバックアップするキャリアプログラムを実施	広島県商工労働局, 広島商工会議所など	産業界が地元ニーズを集約・就職支援をサポート
医療	静岡県立大学短期大学部	小児医療を支えるコメディカル人材の養成	潜在保育士・看護師に、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)の技術を教授し、「子どもの福祉」の観点からコメディカルスタッフを養成	英国HPS関連団体, NPO法人, 県内病院など	NPO法人関係者を講師として招聘 病院現場との連携